

第15 特定防火対象物の地階と地下街とが一体をなす場合の指定基準

政令第9条の2の規定により、地下街と一体であるとみなす防火対象物は、次の事項に該当する以外の防火対象物とする。

- 1 地下街の店舗、事務所等が連続している階と特定防火対象物の階とが接続するものについては、次の全てに該当するものであること。
 - (1) 特定防火対象物の地階及び地下街の主要構造部は、耐火構造であること。
 - (2) 特定防火対象物の地階と地下街とが接続している部分（以下「接続部分」という。）の開口部の面積の合計は、4㎡以下であること。ただし、次のいずれかに該当するものにあつては、この限りでない。
 - ア 地下道、歩行者専用連絡通路、広場その他これらに類するもの（天井、壁及び床の下地並びに仕上げを不燃材料でしたものに限る。以下「地下道等」という。）を介して接続している場合で、当該地下道等の長さ（地階部分（地下道等に供される部分を除く。）と当該地階に最も近い地下街の店舗等の部分との歩行距離をいう。）が、20m以上であるもの。ただし、接続部分又はその直近に排煙上有効な大きさの吹抜け又は地上へ直接通じる2以上の階段を有するものにあつては、10m以上とすることができる。
 - イ 地下道等を介して接続し、かつ、当該地下道等の両端部にスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が、延焼防止上有効に設けられているもの。
 - ウ 特定防火対象物の地階に政令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項及び(9)項イに掲げる用途（主たる用途に供する部分に限る。以下「特定用途」という。）が存しないもの。この場合、開口部の面積は、8㎡以下であること。ただし、幅員が6m以下、長さが2m以上の地下道等を介し接続しているものにあつては、8㎡を超えることができる。
 - (3) 前(2)の開口部には、随時開くことができる自動閉鎖装置付の特定防火設備又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖する特定防火設備が設けられていること。ただし、前(2). ア又はウに該当するものは、防火設備とすることができる。
 - (4) 前(2)の開口部以外の接続部分は、耐火構造の床又は壁で区画されていること。
 - (5) 地下街と接続している特定防火対象物の階（以下「接続階」という。）とその他の階とは、耐火構造の床、壁又は防火設備で区画されていること。ただし、前(2). アに該当する場合は、この限りでない。
 - (6) 接続階から避難階に通じる全ての階段は、建基政令第123条の規定に適合するものであるか又は接続階及び接続部分に有効な排煙設備が設けられているものであること。ただし、特定防火対象物の地階に特定用途が存しない場合で、前(2). アに該当する場合又は接続階にスプリンクラー設備が設けられている場合は、この限りでない。
- 2 特定防火対象物の地階が、地下街の一部である駐車場、機械室その他これらに類する部分（以下「駐車場等」という。）と接続している場合で、次の全てに該当するものについては、前1. (2)、(3)及び(6)によらないことができるものであること。
 - (1) 駐車場等と地下街のその他の部分とが、耐火構造の床、壁又は前1. (3)に該当する特定防火設備で区画されていること。
 - (2) 接続階に特定用途が存するものにあつては、接続部分の開口部が8㎡以内であり、かつ、接続部分の開口部に前1. (3)に該当する特定防火設備が設けられていること。